田利為に住べて三百石を卸し、子孫郡に世野

鳩巣と贈答するもの多いが、格調未だ高しと 平岩仙桂の門人であつた。正信の詩、順庵・ 六年歿した。正信は桂村又は二樂堂と號し、 び、奥御納戸奉行・定番御番頭に任じ、資永 優安四年前田利常に仕へ、祿四百五十石に及 イマムラマサノブ 今村正信 通稱傅兵衛。 戰した。

山觀音堂に、享和三年のものは野町神明社に 共に、享和元年に掲げた籅學の額はもと卯辰 石黒信由に學んだ。復融が日下元太郎雄守と 金澤の人。前田伊勢守の給人。闕流の類學を イマムラマタノリ 今村復醴 通稱嘉平太、

井の死後には茶湯料三十石を戸田氏に附せら 戸田靱質に七百石を賜はつたのみならず、今 した。是を以て後に今井屋敷に置かれ、養子 春香院に奉仕したが、その歿後光高の室消築 院夫人に靨して綱紀の幼少の時から之を介抱 は前田慶次利太の娘であつた。初め利家の女 イマヰ 今井 戸田彌五左衛門の女で、母

たが、資永二年に断絕し、同苗今井又太夫は 百石を領してゐたが元祿元年に絕敷した。 後にその直系今井半四郎は四百石を受けて居 大坂再役に從軍し、侍町にて敵首一を獲た。 イマヰカンダユウ 今井勘太夫 祿七百石。

した。子孫春庵・昌軒・元眞相襲いで藩の祿を 召出され、新知百五十石を受け、寛政五年歿 江戸在住の外科圏であつた。明和元年十一月 イマヰゲンショウ 今井元昌 韓は道好。

> **國して祿二百石を受け、大聖寺の役に從ひ奮** 八の切腹を命ぜられた後、横山山城守長知に一のである。 田利長に召されて宇野平八の奥力となり、八 前に在つて丹羽越前守長秀に仕へ、次いで前

勤め、子孫藩に世襲した。 役に從らて功を立て、又大坂の役には使番を 利家に仕へ、千五百石を受け、後に大聖寺の イマヰサダユウ 今井左太夫 初めて前田

| 文三年老女今井をこゝに居らしめたので此の の内で、初めは篠原織部の第であつたが、寛 イマヰヤシキ 今井屋敷 金深城外不明門

享元年歿。子孫藩に世襲した。 田利常に仕へ、三百石から五百石に進み、貞 父は松平和泉守の臣今井敷馬。木工元和中前 イマヰヨエモン 今井與右衞門 初名木工。

|井筒屋庄兵衞板。著者は元祿九年秋芭蕉の逍 でたが、その途中に得た諸俳士の吟、及び加 頭に置いてこの集をなしたものである。 越能等地方人の句を集め、古翁の詠二章を卷 人十丈莠。元祿十四年七月序。跋は北枝。京 弟を尋ねて伊勢・京・難波に遊び、義仲寺に詣 イミヅガハ 射水川 二册。越中高岡の俳

る。薩涼軒日錄延德二年十一月五日條に、霊 門庵領加賀國忌浪郷が見える。 は由奈美だとする説と伊奈美だとする説とあ 和名抄諸本に忌を忘に作るは誤である。古訓 イミナミゴウ 忌腹郷 江沿郡の古郷名。 イミナミ 忌腹 →ユミナミ 弓波。

イミナミショウ 忌寝庄 江沼郡に在つた。

| 里人の今之を穗の宮と稱するは、祭神倉稆魂 | 神の德を稱へたものであらうと江沼志稿に記 穴の徑四五種、深さ二〇種の礎石があつたが、 神社服像には忌浪を伊武奈美と訓むとある。 神社。式内一座。忌浪村鎭座。今稱n 懲宮。 或 られぬ。平安朝の塔健であらう。 今移して當神社の境内に在る。これを世に打 石と稱へて、大さ二米に一米五、高さ一米、 忌彼の誤であらう。式内等複趾記には、『忌浪 奉、授 , 加賀國治浪神從五位下 , とある治浪は 越勝光寺の街址のものであるとするのは信じ して居る。又神社から東北往還の東にホウド に錻座する。紐日本後紀に嘉祥二年十月庚寅 云祭神倉稻魂神。忌浪村或爲『弓波村』』とし、 イミナミジンジャ 忌浪神社 江沼郡弓波

富樫昌家の 同年四月三日 之を 執行した 案文 んとした時、鐙物師等先規によりて発除の特 造營するに當り、彼等に對して棟別銭を課せ を有してゐた。至德二年同郡管生石部神社を **社家の催促を停止せしむべき勅裁を得、守 典を有するを理由とし、之を朝廷に訴へて、** 山代庄金屋には戯物師があつて、一種の特權 イモジ 鋳物師 (一)山代鐵物師―江沼郡

| と歳せ、林逸節用集に能登多"利餓|鎔"大器| 居た。藤原明衡の新猿樂配に武藏鐙・能登釜・ 河内鍋といひ、玄惠法師の庭訓往來に能登釜 (二)中居館物師―以至郡中居にも鐙物師が | 王子の職に貿偽し、更に越中岩淵の喧嘩に平 | 之º』とある。政所は庄閇の貢租を管理するも | が、その鍣造工人を書いてない。然るに天文 ・ イマキサイニモジ 今井木右衛門 初め越 发動紀明に、古哲与波科の数を弓旋圧という。 とあるがご 能理の何威に動物師が居たかは明 |に、『證』賀州佐野政所忌浪政所 | 之狀二通書 | のもので加能兩國に現存する最古の鏡である | たとある。 蔭涼軒日録延衞二年二月二日の條 | らかでない。 題島郡永光寺の半餓は文明四年

は、東寺百合文書に見える。

| 平中河内鑚物師が金燈籠を上つて、主上御惱 | に、餓物師として御蔵氏の登録を得た者のみ でも、四十人を敷へた。能登名跡志に、『初は 鐵槊大に繁盛に赴き、永祿から元和に至る間 を献納したに因るものである。當時中居の籤 あつたことを知るべく、天文十五年彼等の鎔 御蔵氏を介して鳥目を禁廷に上り、又別に仁 するは、全國共通の口碑で、彼等は叙留の爲 造した洪鏡は、現に飛驒國大野郡なる千光寺 及んで、初めて當時已に中居に斯業の隆盛で 居錐物師が、正親町天皇の卽位を賀する爲、 例に 魔ひ卽位の 御配銭を 上つたことは 勿論 に御藏氏の執達を得、随つて御藏氏の家傳を とする者が、河内より出て諸國に敬在したと 山郷内日置庄の盛物師に賜はつたもので、中 の奥書を有するが、藩政期の撰なる如く、そ **卷があつて、天文廿二年二月御藏兵庫助久**直 文褂を輯録するものに、中居鍜物師由來記一 に傳へられ、永祿九年のものは能登國羽咋郡 で、現に永祿四年の領收割を有する。こは中 彼等が御藏氏の管軸に屬した後に於いて、 から、固より土着の鶴物師であらう。しかし 中居館物師も 初は内浦村沖、崎に 居たといふ 居鑑物師と何の關係もない。蓋し鑑物師を業 の中に收められた綸旨も、皆河内國丹南郡狹 本光寺に存する。この中居の盛物業に關する 十年の文書に中居签屋村と記すものを見るに 平廠の功を奏した吉例により、金燈籠の料足 移して自家の經歷なる如く稱するに過ぎぬ。